

海外由来遺伝資源の導入実態等基礎調査事業[新規]

【15（一）百万円】

対策のポイント

名古屋議定書の批准に際して、国内措置の円滑な執行や遺伝資源の適正利用を進めるための政策立案の基礎として必要な情報である、過去に海外から導入された遺伝資源の実態や利用者の意識を早急に把握します。

<背景/課題>

- ・ 遺伝資源の利用により新品種の開発を促進していくためには、新たに海外から導入する遺伝資源のみならず、これまで国内に蓄積してきたものにも着目する必要があります。
- ・ こうした中、平成26年10月に遺伝資源利用の国際ルールである名古屋議定書が発効することとなり、我が国が批准した場合には遺伝資源提供国の国内法令遵守状況の確認等を行う必要があることから、遺伝資源の利用を推進する政策立案の基礎となる、海外由来遺伝資源の導入実態や利用者の意識を早急に把握することが必要です。

政策目標

既に国内に導入されている海外由来遺伝資源について、その適正な利用を推進するための政策立案の基礎となる情報を、1,000名（組織）以上の者から収集する。

<主な内容>

1. 海外由来遺伝資源の利用者を対象とした調査

過去に海外から遺伝資源を導入した者を対象に、名古屋議定書の内容について理解していただいた上で保有している遺伝資源の内容や利用状況について把握するとともに、その利用に際して抱く不安や遭遇している課題について、広くアンケート調査を行います。

2. 海外由来遺伝資源の実態調査

調査対象者の中から、保有している遺伝資源の内容を把握していない者や利用について不安を特に強く感じている者等を対象とし、その保有遺伝資源の来歴・導入時にとられた手続等について実態調査を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

背景

- ・ 遺伝資源の利用により新品種の開発を促進していくためには、新たに海外から導入する遺伝資源のみならず、これまで国内に蓄積してきたものにも着目する必要がある。
- ・ 平成26年10月に遺伝資源利用の国際ルールである名古屋議定書が発効することとなり、我が国が批准した場合には、遺伝資源提供国の国内法令遵守状況の確認等を行わなければならない。
- ・ このことから、遺伝資源の利用を推進する政策立案の基礎となる、海外由来遺伝資源の導入実態や利用者の意識を早急に把握することが必要がある。

事業内容

① 海外由来遺伝資源の利用者を対象とした調査

過去に海外から遺伝資源を導入した者を対象に、名古屋議定書の内容について理解をしていただいた上で、保有している遺伝資源の内容や利用状況について把握するとともに、その利用に際して抱く不安や課題についてアンケート調査を実施

② 海外由来遺伝資源の実態調査

アンケート調査対象者の中から、保有している遺伝資源の内容を把握していない者や利用に際して不安を強く感じる者等を対象に、保有遺伝資源の来歴・導入時の手続等について実態調査を実施

効果

調査によって得られた海外由来遺伝資源の導入実態や利用者の意識の把握



遺伝資源の利用を推進する政策の立案